

予防接種の対象年(月)齢

太田市⑦

定期予防接種 ワクチン種類		接種期間 標準的な接種方法	2	6	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
			か 月	か 月	か 月	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
ロタウイルス感染症		ロタリックス 対象:生後2か月～出生24週0日後までの間 27日以上の間隔をおいて2回接種	初回接種は出生14週6日後までに接種しましょう。 15週0日後以降の初回接種はお勧めしません																							
		ロタテック 対象:生後2か月～出生32週0日後までの間 27日以上の間隔をおいて3回接種																								
B型肝炎		対象:生後2か月～1歳に至るまでの間 27日以上の間隔で2回接種さらに1回目から 139日以上おいて1回接種																								
ジフテリア・百日せき 破傷風・ポリオ・ヒブ 第1期(5種混合)		対象:生後2か月から90か月に至るまでの間に20日 から56日までの間隔で3回接種、その後1年あけて 1回接種																								
小児の肺炎球菌感染症		対象:生後2か月～5歳に至るまでの間 ★詳細は裏面をご覧ください																								
BCG		対象:生後5か月から8か月(生後12か月)に至るま での間 1回接種で終了																								
麻しん風しん(MR) ・第1期と第2期の2回の接 種が必要です		1期 対象:生後12か月以上24か月に至るまでの間 1回接種で終了 1歳になったら受けましょう																								
		2期 対象:小学校就学前の1年間(4月1日から3月 31日まで) ★幼稚園等の年長クラスが対象です。1																								
麻しん風しん特例措置		1期 対象:令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ 2期 対象:令和6年度における2期対象者	接種期間内に、ワクチン不足を理由に接種できなかった人 特例措置期間:令和7年4月1日から令和9年3月31日まで																							
水痘(水ぼうそう) ・1歳になったら受けま しょう		対象:12か月以上36か月に至るまでの間 生後12か月～生後15か月に至るまでに1回接種、そ の後6か月～12か月の間隔をおいて2回目を接種																								
日本脳炎	第1期	対象:3歳以上7歳6か月に至るまでの間 6日から28日までの間隔で2回接種、その後1年あけ て1回接種																								
	第2期	対象:1期が完了している9歳以上13歳未満 1回接種で終了	対象年齢の頃、予診票を郵送します																							
日本脳炎特例制度 接種勧奨の中止により接 種を逃した方への救済制 度を実施しています		●1期特例制度(1期が完了していない、H7.4.2～ H19.4.1生まれで20歳未満の方)																								
		●2期特例制度(1期が完了していて2期が完了して いない、H7.4.2～H19.4.1生まれで20歳未満の方)																								
ジフテリア 破傷風 第2期(二種混合)		対象:11歳以上13歳未満 1回接種で終了	対象年齢の頃、予診票を郵送します																							
ヒトパピローマウイルス (HPV)感染症		対象:小学6年生～高校1年生相当の女性 接種回数 3回 ワクチンの種類によって接種間隔が異なります ・サーバリックス 初回から1か月後・6か月後 ・ガーダシル、シルガード9 初回から2か月後・6か月	対象年齢の頃、予診票を郵送します																							

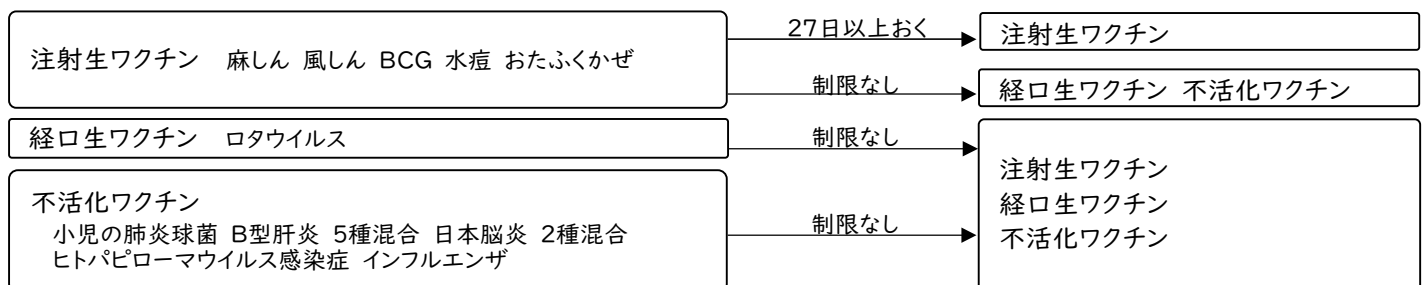
☆接種場所はすべて医療機関です。実施医療機関一覧をご覧ください。

☆対象年(月) 齢の「至るまでの間」、「未満」とは、「誕生した日の前日まで」です。

「出生〇週〇日後」とは出生日の翌日を1日として算出した日をあらわします

☆上の表の ■ 及び ■ は予防接種を受けることができる期間です。できるだけ、■の期間に接種を受けましょう。

☆ワクチンの種類により、異なるワクチンの接種間隔が異なります。



※同一ワクチンを複数回接種する場合(ロタウイルスなど)は、それぞれのワクチンに定められた接種間隔を守ってください。

予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた定期予防接種と、予防接種法の対象となっていない任意予防接種があります。接種により健康被害が生じた場合には、定期予防接種では予防接種法に基づく給付を受けることができ、任意予防接種では独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済となります。